

第 6122 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 1月21日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 役員に対する歩合給

Q : 役員に対して歩合給を導入しようかと考えていますが、どのような取扱いになりますか？

A : 損金不算入になります。

【解説】

法人税では、役員に対して支給する定期給与(その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであるもの)のうち次のものは、定期同額給与として、損金の額に算入されることになっています。

- ① その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの
- ② 一定の改定がされた場合におけるその事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又はその事業年度終了の日までの各支給時期における支給額が同額であるもの

したがって、各月の支給額が異なることとなる歩合給や能率給等については、業績連動給与のうち一定の要件を満たすものに該当する場合を除き、損金に算入することはできません。

ただし、使用人兼務役員に対して支給される歩合給等で、使用人としての職務に対して支給されるものについては、その給与が不相当に高額でない限り、原則として、損金の額に算入されます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】